

第19回私たちの墓地を守る会定期総会

【澤田幹事】 お時間がまいりましたので、私たちの墓地を守る会第19回総会をこれより開始いたします。よろしくお願いいたします。

なお、携帯電話とスマホをお持ちの方はできましたら、電源を切るかマナーモードに切りかえていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

今日の佐伯代表ですが、本来は代表からご挨拶をするべきところ、諸般の事情により今日は欠席をいたしております。副代表の小林副代表より挨拶をお願いしますということで、よろしくお願いいたします。

【小林副代表】 皆様、こんにちは。小林でございます。

佐伯代表はご都合が悪くて出席できませんので、先生からの文書を代読させていただきます。

第19回定期総会ご挨拶ということで、平成30年5月19日、佐伯剛。

本日は、第19回定期総会にご出席いただき、ありがとうございます。個人的事情で本総会を欠席しましたことをご容赦ください。

本定期総会は、清算人が中心となって新たな財団法人設立を進めている時期に開催される重要な節目の総会であります。守る会は、これまでに新財団法人の設立に関し、建墓者の意見や要望を清算人及び横浜市に提案してきました。建墓者の権利を遵守し、建墓者に負担、不利益のない新法人の設立と、運営することを求めています。さらに大事なのは、1日も早く清算手続を結了し、新法人に移行することです。そのために、移行までの問題点、課題を明確にし、そして、移行時期を早期に確定することです。

認可取り消しから既に20年がたとうとしており、建墓者の多くの方々が高齢化しております。もうこれ以上待てないという方々が少なくないと思います。先日、建墓者の方からおはがきをいただきました。その方は本総会の活動報告を読んで、三浦海岸墓地には主人の両親、主人、娘がおります。今後どうなるかと気をもんでおりました。私（82歳）も一緒に入るととても安心しましたと、認めておられました。

私たち役員一同、建墓者の方々が安心していただける解決に向けて、一層の頑張りをするつもりです。本日の総会が皆様の活発な意見によって盛り上がり、成功裏に進行しますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【澤田幹事】 小林副代表、ありがとうございます。

それでは、これより議長選出に移りたいと思います。

議長選出に当たりまして、長年、この会にご尽力いただきました小林副代表に議長をお願いしたいと考えておりますが、皆様方からご意見がございましたら、その辺も伺いたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

【澤田幹事】 ありがとうございます。それでは、小林副代表に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【小林議長】 小林でございます。

ただいま司会から、紹介、ご指名をいただきました、本日の議長を務めさせていただきます小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

第19回定期総会に多数のご出席をいただき感謝申し上げますとともに、会員の皆様とのきずなを一層充実させるよう努力を傾注していきたいと思っております。どうかよろしくご協力とご支援のほどをお願い申し上げます。

なお、総会次第により議事を進行させてまいりますが、本来なら書記を選出するところでございますが、前回同様、テープによる記録といたしますので、ご了承賜りたいと思います。

それでは、議事の第29年度活動報告でございますが、初めに、小花先生から年間の総括をご報告いただき、その後、黒澤先生に課題説明をお話しいただきたいと思っております。

それでは、まず、先生方でご了承いただきたいと思っておりますので、小花先生からお話をよろしくお願いいたします。

【小花弁護士】 皆さん、こんにちは。

お忙しい中、総会に出席していただいて、どうもありがとうございます。ただいまご紹介いただきました、顧問を務

めさせていただいております弁護士の小花と申します。よろしくお願いいたします。

稲生名誉顧問の後を引き継いで、顧問に就任しております。

私からは、29年度の活動報告のまとめ、総括ということで、報告させていただきたいと思います。

座って失礼したいと思います。

皆さんのお手元に議案書があると思いますが、それを1枚めくっていただくと、29年度の活動報告、まとめというものがあると思いますので、そちらをごらんいただくか、前に画面もありますので、そちらでも構いません。文字が小さいのでお手元の紙のほうがよろしいかもしれませんが、そちらをごらんいただきながら、話を聞いていただければと思います。

私たちの墓地を守る会、守る会ということで省略させていただきますけれども、昨年の総会で皆様から承認をいただいた活動方針と、あと、総会決議に基づいて建墓者の利益を守って健全な墓地再生をするということで、清算人に対して清算手続を促進すると、早期に清算を結了せよということで、受け皿法人へ経営を移行するように今年度も強く要求し、活動を続けてまいりました。

この間、報告しておりますように、昨年の1月には受け皿法人への移行について清算人から、初めてになると思いますけれども、具体的な提案を引き出すことができたと思います。具体的には、横浜霊園と三浦海岸公園墓地について、清算人が中心となって新しく一般財団法人を立ち上げると、それと同時に、公益財団法人に移行させて墓地の経営を移譲すると、それで清算を結了すると、そういった提案がなされました。

昨年、この総会でこのことは報告させていただいたと思いますが、その中で確認していただきましたとおり、私たち、墓地を守る会としても、建墓者の利益を害さないといった条件つきで新法人設立という提案を受け入れて、今後、積極的に協力をしていくという方針を確認させていただいたと思います。

この1年間ですけれども、横浜市とか神奈川県、関係機関があると思いますが、その中で聞き取りとか協議を重ねて、清算人による新法人設立とか、あと、清算結了の早期実現に向けて調整を続けてきたということになります。清算人に対して手続の進捗を確認して清算手続の促進をされることですか、新法人設立人によって年次管理料とかを見られても困りますので、そういったことについて、建墓者の利益を害することはないように、建墓者の立場から意見を述べてきた形になります。

そういった状況の中で、昨年も少し報告させていただいたと思いますが、鹿児島霊園については昨年、平成29年の8月になりますが、登記などの手続が終了したということで、あとは残務処理を残すのみという状況になっていますし、清水公園墓地、静岡県の清水にあります、そちらについても平成30年、今年の7月に建墓者への説明会が開かれるということで、一定清算結了のめどがついたという状況になっていまして、あと、残すところは、私たちの横浜霊園と三浦海岸公園墓地ということになりました。

昨年報告させていただいたときに、新法人設立と清算結了のめどということで清算人が目標に掲げていたのは平成30年の4月ということで、それを1つの目標に掲げていたわけですが、残念ながら平成30年4月は過ぎてしまっていて、今の現状を考えると、来年、平成31年4月以降になるのではないかなという見込みになってしまいました。このあたりの今後の課題、手続面、ロードマップについては、この後、黒澤弁護士から説明があると思います。

こういう形で、当初の予定より遅くなっている状況ではあるんですけれども、鹿児島霊園も清算が結了して、清水公園墓地についてもめどが立ったという状況の中で、横浜霊園、三浦海岸公園墓地についても、横浜市の審査に必要な書類ですとかそういったものが作成されていって、一歩ずつ着実に清算結了に向けて前進してきたと言える1年なのではないかなと考えております。

その中で、私たち、守る会としても、日本墓園の再生協議会、横浜市とか、三浦市とか、あと、清算人を含めて協議会を定期的に開いておりますが、その中とか、横浜の地方裁判所で審尋という場において、清算人とか横浜市に対して早期の清算結了実現に向けて要請をし続けたと。もう既に20年近くたちますが、また、歩みをとめないようにということで、そういった事態にならないように、ある意味では監視をしつつ、清算手続の後押しをしてきたという形で、私たち、守る会の役割としても、大きかったのではないかなと思っております。

昨年の総会では、大きな動きがあったということで報告させていただいて、そのまま一気呵成に行って、本日の総会では清算が結了しましたと報告ができればよかったんです。さすがにそこまでは行かなかったんですが、これまでとは

違ってしっかりと明確な目標ができて、ここに向けて一歩ずつ進んでいるというところについては、これまでとは違って前向きに捉えられる大きな変化ではないかなと思っております。

詳しい活動報告ですとか課題等については、この後、黒澤弁護士ですとか、高森副代表から報告させていただくということになります。

私の活動報告、総括については、以上になります。

【小林議長】 ありがとうございます。

後ほど質問等の時間を設けますので、引き続き、黒澤先生から課題ということでお話をいただきたいと思います。

【黒澤弁護士】 皆さん、どうも、こんにちは。

今、ご紹介いただきました弁護士の黒澤です。昨年も少しお話しさせていただきましたが、今年も現状についてご説明したいと思います。

パワーポイントを用意しておりますので、こちらを見ながらお話を聞いていただければと思います。

今、小花弁護士からお話があったとおり、残念ながら目標の1年はなかなか難しかったということで、今、さらに来年の4月以降ということで目指しています。ただ、この20年近く、皆さんのこういった闘いが続く中で、現状と今まで、かなり違っているのは、これからお話しする課題が整理されれば清算が終了に向かい、いよいよ手続が終わるところに来ている、ただ、課題が解決する枠組みですか、それが少し時間をかけて進んでしまっているために時間がかかっている、そういう状況です。

ただ、今までもやもやした、この先、いつになったらどうなるんだろうという状態ではなく、明確な課題、クリアすべき目標が見えているという点が大きく違うということ、ぜひご理解いただければと思います。

まず、現状で、清算人が示している今後の清算終了に向けた受け皿法人への引き継ぎ、このロードマップについて少しご案内いたします。

清算人のロードマップというのは去年もお話ししましたが、1つは清算人において新たな公益財団法人をつくる、これが受け皿、そこに墓地の経営を移行する許可を得る、大きく言うところの2点を行って、新たな新法人に、今までの手続を終えて再生に入っていく形になります。

その具体的な箱のつくり方ですけれども、新たな公益財団法人のつくり方については、まず、法人法に基づいて一般財団法人というのをつくります。それとあわせて、公益認定申請というのをして公益財団法人になります。これでようやく墓地の経営をする前提が調うということになりまして、そこに受け皿として引き継いでいこうということです。

一般財団法人を設立する流れなどは法的な話なので、一応ここに示してありますが、そこはあまり大事ではありません。大事なのは、申請をして公益認定を受けないといけないので、今までのような放漫経営をするような受け皿では困るということで、きちっと皆さんの建墓者の利益、あるいはもっと大きな公益に沿った受け皿法人、これをきちっとつくってもらいたいということになります。

ですので、当然行政庁も公益認定等委員会というところでしっかり、公益性のいろいろな要件があるんですが、その内容がちゃんとできているかを確認していくことになります。

守る会としましては、そういった公益財団法人をつくる際にはこれまでも出している、受け皿法人としてやはり建墓者の利益をきちっと守っていただく、それから、永続性のある墓地経営ができるように、今後も同じようなことが繰り返されない体制をつくってもらうことで去年、受け皿法人の基本理念とか選定基準というのを守る会でつくっていますが、そういったものにきちんと沿うように財団法人をつくってほしいと、引き続き意見を述べていくことになります。

今、お話しした公益財団法人をつくる枠組みは、実はそんなに課題は多くありません。これは手続をきちっと進めていって、あとは、その法人がどういう組織なのかとか、誰がどうやるんだとか、どういう定款、理念を持ってやっていくんだということを我々はチェックしていく、それ以上に、ここで時間が長期化するという状況ではないということになります。

そうすると、どうしてこの1年がかかっているのかという課題は、むしろ次のお話にありまして、墓地の経営許可を得る、ここでかなり時間を要しているということになります。

墓地の経営許可を得るには、先ほどの法人がちゃんとできないと正式な手続はとれませんけれども、今は正式な法人ができる前に、事前に行行政、守る会、それから清算人で協議を繰り返しているということになります。

その中で、まず、課題を押さえるために、こういった経営を移転する手続が必要になるかという点を少しお話しします。

三浦市の場合は簡易な手続でできるんですが、横浜の場合は、新設の場合と同じ厳しい手続をクリアしないといけません。これがかなり大きな課題になっています。大きくは財務状況報告ということで、一旦経営が破綻した法人、この法人を再生させるに当たって、きちんと今後健全経営ができる財務状況があるのか、あるいは予算とか、今後の収支の見込みはどうなんだ、こういった点を金銭面から厳しくチェックするというのが、墓地の経営許可の前提として必要になっています。ここが現在一番大きな課題とされているところです。ここできちんとした数字が出てこない、横浜市も簡単に許可を出すことができないということで、財務状況に関しては現在、新設の墓地でもかなり厳しく問われています。そこに今、大きな課題があるということです。

☆（００：１９：４５）

もしこれがある程度クリアになるということであれば、あとは事前協議、ほかのいろいろな法令に違反していないかとか、法令違反があったとしてもそれをどうクリアできるか、そういったところを役所と協議をしていって、墓地をまたつくるというか、移転する際の標識を設置して、近隣住民に計画説明をして、あとは、許可申請の書面を横浜市に出して、横浜市がオーケーすれば完了検査をして、めでたく移転が終わっていく形になります。今申し上げたとおり、課題としては最初の財務状況というところが非常に厳しいので、ここが大きなネックになります。

三浦海岸は先ほど申し上げたとおり、三浦は一回できている墓地の移転なので、手続は簡略化されていますので、こちらでは特に大きな課題は出てこないことになります。

横浜霊園で今、財務状況等を含めて、どんな課題に直面しているかというお話です。

今お話ししたとおり、事業計画とか資金計画なんかをかなり細かく積み上げていかないといけないんですが、ここを横浜市が厳しく確認していく際に、もともと横浜霊園では多くの課題を抱えてきました。その点をどうやって解決するのかをあわせて問われているということになります。

そうしますと、課題の解決の仕方によっては建墓者の皆さんにも利害が及ぶことがありますので、この点が、横浜市、守る会、清算人、この３者で鋭く対立する場面も当然出てきますし、調整が非常に重要ということになります。

今日は、大きく６つの課題が今上がっているという点をご紹介します。これらがやはりクリアされていかないと、次の法人への移行というところになかなかつながってこないということです。

１つ目の課題はそんなに大きくなく、事業計画などを立てる際に、今の横浜霊園で大きく負債が残っているのが、横浜信用金庫の返済というのがかなり金額として大きく残っています。これは一応３５年の７月までに完済予定で、今、前倒しもできないかと言っている状況ですから、これはあまり大きな障害とはなっていません。ただ、横信に返さなきゃいけないお金があることは、今後の予算とか収支を考える上では大きなポイントにはなっているんですね。

次が、やはり課題として大きいのが、危険箇所と違法箇所をどうするのかという点です。

横浜市から許可をとるわけですから、横浜市としても、やはり危険箇所が残ったままでそのまま永遠に直さないというわけにはいかない、どうやって直すのでしょうかという点を当然かなり細かく問うています。それから違法箇所、もともと許可をとっていたよりも数多くの基数が墓域内には今設置されていますし、あるいは緑地の部分を墓域に変えてしまったり、さまざまな法令に違反している部分が、横浜市からも横浜霊園に指摘されているところです。

これらをきちんと将来的には是正しないといけないということになります。清算人としては、この点に関しては、危険箇所をまずは是正することを優先しつつ、違法箇所に関しては、ここが大事なんですが、建墓者の意向を尊重し、長期的に取り組む意向を示しております。これはどういうことかという点、違法箇所と危険箇所に関して、危険箇所はお金を投じてどう工事するか、ただ、これも一気にやれば当然予算がかなり大きく膨らんでしまいます。ですので、ここは危険箇所を優先しつつも段階的にやっていく。

違法箇所に関しては、これを一気にクリアするためには墓域の広さ、敷地も足りませんし、やはり順々にしか解消できない部分があります。あるいは周辺の用地でも取得できれば別なんでしょうけれども、なかなか簡単に解決できるような方法というのは、現在では見当たらないところがありますので、ここは順々に是正していく必要があります。

その際に、要するに費用がかかる問題も、一気に前倒ししてやってしまえということになると、当然建墓者の皆さんに費用の負担をお願いしますという話が出てきますから、そういうことではなく、できるだけ建墓者の皆さんに負担が

かからない形で段階的に整備してほしいと守る会は伝えており、清算人も一応そういった意向を尊重して今は進めようとしているということです。

ただ、この点に関しては、今、横浜市と清算人の間で調整が続いており、具体的に、じゃ、どこをどうするんだという具体案を清算人から出しながら、具体的な計画について、横浜市としてはさらに意見を調整しようとしているところ です。

ですので、ここの違法箇所の是正の計画などが、横浜市との関係で非常に大きな課題になってきているということです。これは我々としても、じゃ、好きにやってくださいという話ではなくて、建墓者の皆さんにできるだけ不利益が及ばないほうで進めてくださいと話をしておりますので、時には清算人と守る会が一体となって、横浜市に対してあまり無理なことは言わないでほしいと、そういった意見を申し上げないといけないという状況になっております。

それから、6つの課題の4つ目が借地地代、これはあまり大きな問題ではないんですが、横浜霊園の一部には借地になっている部分があります。現在では借地で墓地の許可は出ないんですが、当時はそういう状況でも大丈夫だったということで借地が残っています。ただ、これは賃料の値下げを今後も求めていくことが経営にも資するところがありますし、あるいは、借地の状態を解消するために買い取りしたりということを清算人としても考えています。

ただ、ここは、実は持ち主の方に今相続紛争があったりしてなかなか話が進まない状況にあるので、この4つ目の課題はしばらく進めることは難しいだろうと。ただ、これは改善できればなおよいという程度の課題ですので、ここが大きなネックになることはないと考えられます。

あとは、5番目に、渚石材から保証金3億円が国税に入っているんですが、それを返還しなきゃいけないかどうかという問題も、事業の計画、予算を考える上では重要な問題でして、ただ、ここは、一応清算人としては、3億円の返還はせずに済む方向で整理を進めていこうとしておりますので、ここはどうやら課題からは外れそうだという見込みです。

最後に、管理料の問題が出てきます。

先ほども申したとおり、課題を解決するためにはさまざまな資金が必要になる場面が出てきます。それを一度に賄おうと思うと、現状の収支では不足する。そうすると、安易に考えるとすぐ、管理料の値上げだとか、永代の人からの管理料の徴収だという話になるんですが、清算人のほうで実際に永代管理契約に関しては、あれは永遠に続くわけじゃなくて一定の年数で切れて、その後は徴収できるんだという立場をとって、そういったことを今主張しながら、単年度管理料に切りかえたりとか、管理料を永代管理の方からも徴収しようという考えを持っているようです。行政もこれは後押ししているようです。

ですが、守る会としては、基本的には墓地の永続性、早期に改正を目指してやっていくわけですが、それだけではなく、管理料の徴収等に関しては、安易に管理料徴収ということで賄われるというやり方はやはり、現に反対していかないとはいけないと考えています。

ただ、他方で、今申し上げた、もう20年かかっていますから早期の再生、あるいは墓地の永続性を今後も確保するために何が必要か、どこまでの収支が厳密に必要なものか、そういった点を慎重に吟味していきたいと考えています。ですから、管理料の徴収という話が先に来るのではなく、まず、今後の経営がどうなるかという点をきちんと調整した上で、その上でほんとうに不足するものがあるのかどうか、そういった点をただしていきたいという立場をとっています。

違法箇所の是正についても、端的に言って、横浜市が最初許可した中からこういう状況が生まれているわけですがけれども、やはり横浜市としてもできるだけ皆さんの負担がかからないように、現状からできるだけ適法化できる余地もないのか、そういった点も含めて、お金がかからない解決の仕方とも考えてもらいたいと協議の中でも申し上げているところ です。

全体としましては、こういった方向性をただ清算人に言っているだけではなく、行政に対しても理解を求め、行政、守る会、それから清算人、ここがそれぞれ誠実に協議し合って最終的に、永続的な墓地の経営ができる状況を早期に見出していききたいと考えているところです。

さて、長くなりましたが、最後にまとめをしたいと思います。

やはり早期の再生というのが、今日、お越しの皆さんにとっても切実な願いではないかと思います。これを引き続き後押しするために、今後も清算人、横浜市との協議を続けていきたい。先ほどの6つの課題をクリアしながら、できる

だけ皆さんの管理料徴収等の負担も軽減しつつ、そういった方向で早期に改正に向かっていきたい、そして、二度とこういった破綻してしまうような経営がないように、永続性を持った墓地、安心できる墓地を確保できるようにしていきたい。

そして、その過程で、清算人が一方的に決めるだとか、行政が一方的に何かを決めるという問題ではありません。皆さん、建墓者の立場、それから行政、清算人、破綻させた清算法人、その経営陣を含めて、全ての当事者がきちんとこの問題を解決するために何をすべきかを理解して進んでいくことが必要だと思っています。

来年は、清算が無事に終わったと言えれば一番いいんですが、少なくとも多くの課題がこういう形で解決に向かっていて、あるいは進展しているという状況をご報告できるようにしていきたいと思います。

以上が、私から、清算人の示すロードマップ等の現状についてのお話でした。どうもありがとうございました。

【小林議長】 ありがとうございました。

小花先生の29年度の活動報告の総括並びに黒澤先生の課題についてお聞きいただき、少しご理解いただいたと思いますが、これから第19回定期総会議案書に基づいて、29年度の活動報告の中で主たる活動項目のご説明を高森事務局長よりお話し申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

【高森事務局長】 皆さん、こんにちは。事務局長の高森です。

ここにおります役員、それから、今日はやむを得ぬ理由で欠席させていただきました佐伯代表、みんな、皆さんと同じ横浜霊園、あるいは三浦海岸墓地の建墓者でございます。場合によってはここにいらっしゃる方の隣が私の墓地かもしれないし、あるいは小林副代表の墓地がということもございます。

今、こういう形でずっと、私たち20年近くにわたって綿々と皆さんの代表という形で、先生のご助力を得ながら活動をしているということでございます。

前提はそんなところと、もう一つ、今細かく小花先生と、それから黒澤先生からお話があったわけですが、今日は会場を見渡していただくと若い方もいらっしゃいます。次の世代と申し上げましょうか、そういう意味で申し上げますと、本来、こういうお墓、日本墓園のようなものは、お墓以外のことは基本的にはやってはいけなかったんですね。それが大変違法なこととか、ゴルフ場に統一するとかとんでもないことをやった。

その結果として、墓地の経営をしちゃだめだとか、許可を取り消されてしまっただけで清算法人になったということは、いまだにずーっとこの20年間、私も含めて、皆さんの墓地の権利というのは、相変わらずはっきりしていないんですね。はっきりしないという言い方はおかしいんですが、多分日常的にお墓に行ってみれば別にお墓参りもできるし、そこがどうこうなっておるわけではない。

特にここ数年といえましょうか、一番最初なところは非常に墓地が荒れたような感じがございましたが、その後は清算人も一生懸命頑張っているところもあって、管理がきちっとされ始めている、一部はそうは言えないところもありますが。ただ、実際に、今の皆さんの墓地が曖昧な状況だということは変わっていません。

それから、今、黒澤弁護士が申し上げたとおり、課題というものもまだ残っているまま、それは、清算人は何もそういうことはできないんですね。今の墓地を管理することはできるけれども、それ以上の大きな修繕するとか何かをすることはできません。ということは、今、黒澤先生がお話しになったとおり、今の清算法人から受け皿法人に移さない限りは皆さんの権利、私も含めてですが、きちっとしないということなんです。

そういうことで、一生懸命今皆さんが、清算人もそうですし、私たちも皆様の代表ということでやらせていただいているということでございます。

それでは、議案書の2ページを見ていただいて、今の小花先生、あるいは黒澤先生のところをもうちょっと詳細にお話しすると、守る会が皆様の代表としてどんなことをしているかをお話しさせていただきたいと思います。

こちらの画面で見ていただいても結構ですが、平成29年5月22日月曜というところがございます。済みません、この部分で、少し画面が上がりますが、今、いわゆる財団法人の許可をとらなければいけないというお話がございましたが、これは神奈川県が許可したということで、私たちも節制的な知識を知っている必要があるということで、守る会として神奈川県当局のお願いしましてお話を聞かせていただいたり、私たちの建墓者としての意見を申し上げたんです。

その結果として大変役立ちましたけれども、ただ、清算人が言っている29年度未達成、いわゆる30年の3月とい

うのは無理だなと、このときにわかったということがございます。

それから、その下の③でございます。

裁判所と清算人、これは裁判所が清算人を監督するというのがございますので、いつも私たち、守る会は、建墓者の代表として行っているわけですが、そこに上申書を提出いたしました。昨年の定期総会の決議を添付して、建墓者はこう考えているんだと、裁判所もしっかりやってくださいよと要請したわけでございます。

それから④、6月23日、昨年ですが、こちらで上申書を出した結果として清算人から、ご要望の内容を十分に検討させていただきながら進めてまいりますという回答が来たということでございます。

それから、⑤になりますけれども、ここで、日本墓園再生協議会というのは横浜市と、それから清算人、それと三浦市、それと私たちの守る会が1カ月に1回、あるいは2カ月に1回話し合っているところでございますけれども、その中で、決算状況の説明がございました。

今の状態なんですけれども、概要の説明でございますけれども、収入は約2億5,600万、これまでいろいろな管理料をお支払いいただいている方もありますし、お墓をかえるときの手数料とか、そういったものも全て含めた形で、今の清算法人の日本墓園として2億5,600万ぐらいがありましたよと。逆に、支出が2億2,000万ということで、純資産は2,900万円と、その結果として、これだけの黒字になっているよということです。正味財産というのは29億、それから、繰り越しの支出額が約10億5,000万ということで、現在でも一応経営的には成り立っていることがわかりいただけるのではないかと思います。

それから、次に、⑥でございます。

日本墓園再生協議会が9月に行われております。これも80回という大変な回数を重ねております。今、横浜市と三浦についてですけれども、陪審にまともだいたいと思っていた横浜の現況図、先ほどの黒澤先生がお話しされたとおり、墓地の新しい許可をとるためにはいろいろなものが必要になります。そういったこともあって、大分作業がおくれているよという話があったということでございます。

それから、ここで、お墓を実際に、危険箇所とか違法箇所を管理するというんでしょうか、指導をやっているのは横浜市の建築局でございますので、横浜市の建築の方にも一緒に出てもらえないかということを建墓者の会、私たちから、守る会から要求いたしました。

☆(00:40:05)

その結果として、⑧ですけれども、次の再生協議会、12月20日でございますけれども、このときに横浜市の建築局、担当の係長2名がオブザーバーとして出席をいただきまして、より具体的というか、話ができるような状態になったということでございます。

ただ、やはりいろいろな図面の作成がおくれたということで、実際に提出ができるのは今年の1月、本来は3月までみんな終えたいと言っていたんですけれども、やはり厳しいということで、30年度内の許可をとっていきたいというんだけれども、なかなか難しいという話がこのあたりで出てきたわけでございます。

ただ、あと、建墓者としては大変気になるところで、秋口の選挙、そういったものをしっかりやられているのかと清算人に要求したといったことがございます。

それから、次のページ、4ページになりますけれども、4ページの左の半分ぐらいのところ、⑨でございます。

日本墓園の再生協議会の事務局をやっているのは横浜市の健康福祉局というところでございます。そこと直接私たちの守る会として意見交換をやりまして、新たにどんな状況なのか、そういったこととか、手続の流れなどについて、もう一度確認をさせていただきました。

それから、⑩になりますけれども、同じページでございます。

2月26日、今年でございますが、82回目の協議会がございました。その中では、清水はもう判決が出てほぼ終わって、鹿児島も既に1月で終わっております。そういったことから、横浜あるいは三浦についても建墓者への説明会、これは日本墓園がやる、今の清算人がやる、そういったものを公益財団法人ができた後のほうがいいのか、あるいはその前にやるべきかという意向を、守る会に聞かれました。守る会側としては、やはりそういうものがかつきりする前、目安がついたところで、皆さんへの説明をしてもらいたいとお話を申し上げたわけでございます。

それから、先ほども出しましたが、横浜の全墓地数は今2万5,000基でございます。それで、許可のところは2

万という形になっておりまして、約5,000が許可外のところにあるということでございます。4,877ということなどがはっきりしてまいりました。横浜は借地という問題も黒澤先生からありましたけれども、これも取得に向けて地主と交渉を進めていると。そういった意味では、清算人も非常に頑張っているということがございます。

ただ、やはりロードマップ、目標は定めてもらいたい、我々も高齢化しておりますし、皆さんも高齢化しているということで、これについては何回も言っているわけでございますけれども、ロードマップについてもタイムスケジュールを入れたものを、厳しいけれども、問題点だけは再生協議会に向けてお示ししたいということでございます。

その次のページの5ページになります。

5ページで、右側の開催予定というところで、一番最近のところでは4月23日に再生協議会がございました。これはちょっと29年度から外れましたので書いてございませんが、このときに清算人から、一応約束のロードマップという形の、まだ素案でございますが、出てまいりました。

その中では、横浜市の許可の手続ではどういうことをやらなきゃいけないとか、あるいは公益法人化するためには何が必要なのか、各霊園でのやらなきゃいけないことはどんなものかといった、ポイントだけでもそれを示したものが出てきたと、そういう意味では一段進んだかなというところでございます。

今、出ておりますのは、向こうから出てきたロードマップの素案という形で、問題点というか、こういうことをやっていかなきゃいけないよというものでございます。

5ページ目に戻していただいて、写真をお願いいたします。

これは再生協議会の状況でございます。

これが2カ月に1回ぐらいずつ行われている再生協議会の様子でございまして、こちら側が横浜市と三浦市、それから、こちら側が建築局のオブザーバーとして出ている方々、こちら側が守る会側で、いつも役員が大体8名から10名ぐらいが出席し、こちら側に清算人代表、それから関連の弁護士の先生方、こういう形で大体1時間以上にわたって話し合いをさせていただき、皆様の意向を清算人、あるいは横浜市に伝えるということをやっております。

通常は、これが終わった後、裁判所に行きまして、残念ながら裁判所は写真が撮れませんけれども、この案件を担当している裁判官が3人いらっしゃいます。その方と、それから清算人、建墓者の代表として守る会、それから関係の方々が入って、清算人が裁判所に報告をして、私たち、建墓者が意見があれば申し上げる形でやらせていただいております。

以上が状況でございます。

それから、もう一回おさらいで申しわけないんですが、6ページ目のところを見ていただけるとありがたいかと思います。

簡単にもう一度、黒澤先生の話も含めておさらいをしたいと思います。ご存じのとおり、日本墓園というのは昭和43年、随分はるか昔にできたわけでございます。そのときは墓地経営全般がやれるということだったわけですが、いろいろな不法なことをやった、乱脈経営というんでしょうか、平成11年、1999年に取り消されてしまったんですね。ということは清算法人になったと、そのときに、同時にこの会も設立したわけでございます。

その時点で、清算法人というのは何ができるかというのは先ほども申し上げましたが、できるのは、今やっていることを終わらせて、それで債務の取り立てとか、債務の弁済とか、残余財産の引き渡しということなんですけれども実際は、墓地は引き取る方もいらっしゃいません。そういった意味で通常のやり方はできない、そういったことで、既存墓地なら維持管理組合ができるわけですが、先ほど申し上げた受け皿法人を探して、それで、墓地を移譲するという形になるわけです。

日本墓園というのは、横浜霊園と三浦海岸公園墓地と清水公園墓地と鹿児島霊園という4つの墓園を持っていまして、先ほども皆さんからご報告があったとおり、この2つについては解決したと申し上げてよろしいかと思います。ですから、今残ったのは、この横浜霊園と三浦海岸公園墓地だと申し上げてよろしいかと思います。

その結果、今度はどうするのかというと2つがあって、新法人の設立をする、これは神奈川県でございます。それから、墓地経営の許可をもう一度とらなければいけないということで、先ほど黒澤先生が話したとおり一連のことをやって、それで結果としていろいろなことがあるんですが、ここのところではほぼ同時の形で公益財団法人の認定をされる、それから、墓地経営の許可をとるということによって新しい公益財団法人に横浜霊園と三浦海岸公園墓地を移譲する、

移すということになって、初めて次の新しい再生という形で、危険箇所とか、あるいは違法箇所の是正工事に着手したという形になっていく流れになるということでございます。

そういうことで、まだまだ横浜は許せませんが、皆様の代表として、私たちもまた頑張っていきたいと思えます。そういった意味で、役員の肩書になっていただける方、あるいはご一緒できる方がいらっしゃれば、ぜひ、皆さんと同じ私たちも建墓者でございますのでお願いをして、簡単ではございますが、報告をさせていただきました。ありがとうございます。

【小林議長】 ありがとうございます。

それでは、時間がありますので、皆さんからご質問、またはご意見を頂戴したいと思います。ご意見、ご発言の方は挙手をお願いし、所属の墓地、すなわち横浜第1霊園とか第2霊園、または三浦と、その他墓地の場所をお知らせの上、発言をお願いしたいと思います。

まず、お手を挙げていただいて、そこにマイクを持っていけますので、よろしくお願いします。どんなことでも結構ですから、ご質問、お願いいたします。

じゃ、左の方、お名前をお願いします。

【KY】 横浜第1のKYです。

渚石材の関係についてお話をお伺いできればと思います。

11の下あたりに渚の保証金についてということで、指定石材の位置づけをなくすがということが書いてあるんですけども、渚、今後ずっと関与していくということでしょうか。

【黒澤弁護士】 では、黒澤です。

渚に関しては一応、清算人の意向としては今後も関与はさせる、関与させるというのは、保証金を返さないということとセットになる。ただ、現状の渚の位置づけではなく、幾つかの石材店が入ってくる形になるので、そういった形で健全化を目指しているような意向を述べておりました。

【小林議長】 今のことでよろしいですか。

ほかにどなたかございますか。

じゃ、真ん中の辺の方。

【HK】 横浜第1霊園のHKと申します。

総会に何回か参加させていただいて、今まで疑問に思っていて言う機会がなかったので、この際、教えてください。

日本墓園が関係している墓地というのは4箇所に分かれていて、鹿児島、清水、三浦、横浜と。墓園が持っている清算する対象というのはこの4つであるのにかかわらず、鹿児島と清水だけが今先行して清算が終わろうとしていると、横浜と三浦が残っているという状況の報告を受けたんですけども、墓園で持っている負債というのは、例えば横浜信金の借金だとかというのは、結局4つの墓地全部にかかわる借金かなと思うんですね。

そうすると、鹿児島、清水、これは今先行して清算できるということは、横浜信金に対する借金は、鹿児島とか清水の人たちは免責になるのか、あるいは今後清算すると、その2つについても後から清算の対象になるのかどうかということが、わかりにくいので教えてください。

それから、さっき決算報告、清算人から残っているお金が何億かあって黒字経営ですということなんですけれども、これら鹿児島、清水も含めた4つの墓地の利用者の管理費をまとめたの黒字かなと思うんですけれども、先行して清算する2つの墓地の関係については、今言った黒字の分の何がしかが支払われてそちらが清算されるのかということで、鹿児島、清水と、残った横浜、三浦との関係が非常にわかりにくいので教えてくださいというのが1点。

もう一点あるんですけれども、今の横浜と三浦と並行して対応しようとしているかと思うんですけれども、さっきのお話で横浜市の審査はかなり厳しいということになった場合に、実は鹿児島、清水とも同じように、横浜、三浦を分けるという考え方はないんでしょうかと。

あるいは、もうここまで来ちゃっているので分けることはないけれども、公益法人は同じ神奈川県なので神奈川県でつくっちゃってでも、いわゆる墓地経営のほうの移管が優しい三浦市ということなので、三浦だけ先に公有財産をとっちゃって、墓地経営ももらっちゃって、それで動き出すと。その後、横浜市が何年かして許可を出せば併合するというようなやり方って、考えられないんでしょうか。この2点です。

【高森事務局長】 ありがとうございます。HKさんのご質問、もっともだろうと思います。

おっしゃるとおり、日本墓園というのは4つ経営をしているわけですね。今の会計上の黒字というのは、そういう意味では全体を含めた経営状況でございます。

ただ、現実と言うと、鹿児島も清水も赤字なんですね。逆に、切り離すということによって三浦あるいは横浜霊園にとってはプラスになるということで、そういう意味では逆になることはない、要するに、逆に先行したことによって全体として有利になるとお考えいただければよろしいかと思います。

あとは、やはり鹿児島と、それから清水も、それぞれ事情が違うんですね。墓地の規模も全く違います。それから、成り立ちというんでしょうか、もともとの日本墓園の仕組みというんですか、やったときのいろいろな経過があって、清水はあるお寺さんとの関係があったりしておりして、それぞれ全く事情が違います。

ですから、それを一緒にやるというのは土台が無理があって、清算人はそれに引っかけていろいろなことを言っていたんですが、やっといういろいろな意味で、鹿児島に関しては昨年申し上げましたとおり新生田上霊園という、向こうにある墓地のもともとの財団があって、そこにうまく引き受けてもらったんですね。それでうまく解決をしたと。それは今申し上げたとおり、逆にこちら側からすれば助かったという言い方がいいのかもしれませんが。それから、清水もいろいろとお寺さんとの関係があってまだ訴訟が続いているんですけども、一応まず間違いがなく切り離してもいいという状態になったかと思います。

残ったのは、横浜霊園と三浦海岸公園墓地、今度は三浦海岸公園墓地と、それから横浜霊園、おっしゃるとおりなんですね。三浦は既成の墓地に関して、今あるものは1回許可が取り消されてもわりと逆にオーケーになるよと、向こうの法律的なものがあって、市の条例というんでしょうか、それでそうなるんですが、横浜の場合はそういうものがなくて、逆に新設と同じということ。

それから、あと、墓地の規模の大きさの違い、やはり横浜霊園は2万5,000基という大きな墓数があるといったようなこととか、それから、今度は横浜市の立場からすれば、二度とこういう状況になって、横浜市民あるいは弁護士にご迷惑をかけてしまったら、今度は横浜市の責任になってくるんですね。ですから、横浜市も慎重に審査を進める。

それはあまりめちゃくちゃにやっていってしまっても困るんですけども、ある意味では私たちにとってもありがたいことなんですね。それだけしっかりと横浜市が審査をした上で許可する、それは私たちに指導するんじゃないくて、当然今の清算法人に対して指示をしていくわけですから、ただ、先ほども問題になっている違法墓地とか、あるいは危険墓地、特に違法墓地に関して、すぐにやれなんていうことを言われたらとんでもない話で、できっこないわけですね。やはり長い時間をかけて、皆さんの権利を大事にしながらやっていかなければいけないといったことがございます。

それから、あと、横浜市がお分けになるから三浦の部分もある意味では楽になるというところがある。きちっとそこで書類が調べられますので、それで三浦に持っていけばオーケーになるという流れも1つございます。

それと、あと、もう一つおっしゃられた、三浦を先行させて、横浜霊園を後からというのは、今度は横浜霊園と三浦とお金の関係が、残念ながら三浦というのは今の状況では赤字なんですね。これは将来ともに、皆さんが使うには何も問題がないんですけども、全部が借地なんですね。その賃料というのは必ず払っていかなければいけない、そういうことをやると、管理料をいただいても三浦は赤字なんです。

ということはやはり、横浜霊園と一緒にやってやらないと墓地経営として成り立たない、切り離せないということがございます。これは多数決から言えば、離さなくてもいいじゃないかということも言えますけれども、やはりこれまでの経過とかいろいろなことを考えると、一体的にやったほうがメリットもあることから同時に、今度新しい新法人に対して、三浦と横浜と一緒に引き取ってもらうという流れになっていくといったようなことかと思えます。

HKさん、こんなところでよろしゅうございましょうか。

【小林議長】 よろしいですか。

あと、どなたかほかにございませんか。

前の方。

【WB】 横浜第2のWBでございます。

今も同じ説明がございましたけれども、危険箇所と違法箇所の是正ということで、これは、そこに墓地を持っていっぱしやる方々は存じ上げているのか、それとも存じ上げないでそういう危険箇所なのか、その辺の通知というんですか、

お墓を持っていच्छる方に通知したりなんなりしているのかどうかというのは、知りたいんですけども。

【高森事務局長】 WB様のご質問、自分のところがそういう箇所なのかどうかというのは、一番心配ですね。

これは、先ほどもいろいろなお話をしましたとおり、概略、今ここにちょっと出ておりますけれども、何回か横浜市と話し合っておりまして、横浜市と話し合っているのはもちろん清算人が話し合っていて私たちではありませんけれども、その情報として私たちが知っているという意味なんですけれども、かなりはっきりとはしております。例えば、その一番左側の、随分すごいところ、大きな範囲なんです。例えばここが今、入り口、車で来てホールが、昔公園だったところ、今はお墓になっちゃっています。その奥のほうとか、そういった場所とか、いろいろございます。

これについてはまだ確定、本格的にどうするということまで行っていないんですね。それから、どうやっていくのかというやり方も決まっております。そういった意味で、清算人も個々の皆様に、あなたの場所が違法箇所だよ、あるいは危険箇所だよという形は申し上げていないと思います。これは、私たちとしてみれば、清算人の今の日本墓園との関係になります。

ただ、入手しているものとしては、ごらんのとおり情報がありますので、あるいはホームページの中にたしか入っていましたよね、ホームページの会員のところを開いていただきますと、こういうところが今の段階でそういう箇所になる見込みというか、なっていますよということだけはなっておりますので、あまり公開するものではございませんのでそのほうをごらんいただき、後ほど相談会のときに言っていただければ、正確にはわかりませんが、このあたりで場合によると入っているかもしれませんねという程度は申し上げられるかと思います。

ですから、これはほんとうに新しい法人に変わって、それで初めてまず危険箇所、一番がけ崩れの危険がありそうなところとか、そういった場所の是正の計画が新しい法人から発表されて、それで自宅が該当しているから、こういう形でやりたいと思う、それでいかがでしょうかという形になってくると。やはり勝手にやるということは、特に新法人はやるはずもございませんし、また、できるものではないということかと思えます。

それと、違法箇所ということに関しては、これは大変箇所数も多いし、いろいろな問題がありますので、何回もお話に出たとおり、長い期間をかけて次第にやっていくのかなという以上のことは、今の段階では申し上げられない状況かと思えます。

【小林議長】 いかがでしょうか。今のでおわかりになりますか。よろしいですか。

ほかに。

こちらの、お二方いて、先に後ろの方が手を挙げていたので。

【IN】 横浜1のINと申します。

新しく経営を引き受けてくださる経営体というものがクローズアップされてきて話題になっておりますけれども、単に善人であるということだけじゃなくて、経営能力がちゃんとある、あるいは石材会社がやり過ぎるのをチェックもできる、きちんとした力量のある、信頼のできる墓地経営というのはなかなか難しいと思いますが、そういう力のある人を選任できるのでしょうか。どうも今までの清算人の方の行動を長く延ばされたようなことを見ると、そういう方の知り合いというか、あるいはそういう方と関係があるとは見えない感じもいたしますけれども、どうなのでしょう、伺いたいと思います。

【黒澤弁護士】 ありがとうございます。

率直なところ、我々も懐疑的には見えています。ただ、他方でこの間、別の受け皿法人なども手を広げて当たってきた中で、なかなか適切な候補というのは難しいところがあり、かつ、あの規模と、それから、これだけの課題を抱えているという現状。

新法人を清算人が受け継ぐことのメリットは、これまでの経過を一通り知っていること、そこと行政とのやりとりをずっと続けてきていること、ここは強みだろうと。ただ、今後、どういう体制をつくっていくのか、まさに経営能力がどうなのか、こういった点はほんとうに未知数だと思っていますので、そこはやはり課題として我々は注視していかなくちゃいけないと思っています。

逆に、こういった方が望ましいというのは、そういった候補をこちらでも出せば出していきたくと思いますが、彼らも彼らなりにいろいろ模索はしていると思われるので、今後、そういった受け皿法人の組織、体制の問題に関しては、我々もきちっと意見を述べていきたいというところです。なかなか気持ちいい回答にはならないんですが、うい

う現状でございます。

【小林議長】 今のところですか。よろしいですか。

【IN】 よろしくをお願いします。

【小林議長】 わかりました。

じゃ、その次の方、どうぞ。

【SU】 横浜第2のSUと申します。

今までの経過はよくわかっていますけれども、問題は違反箇所、危険箇所、そんなあれについて相当出費がいろいろされることははっきりわかっているんですが、今までの審査の過程において、今のところは経過ですからいろいろな意見が出たと思うんですけれども、現在、墓園の代表側がいろいろな案を出した場合に、その数字というものはそこで決定されるわけですから、そこで撤回ということは難しいと思うんですけれどもそのときに、出される直前でもいいんですけれども、一般の建墓者がたびたびに一時金をどれだけ余儀なくされるのかということが、法的に義務づけられているか、いないか、もし法的にそういうものがないとすれば、この墓園の責任であろうともそういうものを切り去っているものか、何なら建墓者全員の意思を確認した上で、これが正式なあれだということになるのかもしれない。それって、切実な問題として、一般建墓者としては、これからどれだけの一時金が余儀なくされるかということが一番関心が深いことだと思うんです。

それに対して現在までは、確かに数年前に1度、墓園のほうから臨時会がありまして、私もそのときに出席したけれども、そのときに墓園から、こういう一時金といった場合には皆さんがどういう反応を示すかと意見を求められた会合があったはずなんです。それもあり数年前の話ですけども、そういうものを踏まえた上で、今度のあれに対して、ある程度先が見えてきたところまで来たんですから、はっきりこの際、それはもう全然建墓者の意思を考えない世話人協議会とか、審尋会だとか、法的に決められた期間が切れちゃっていいものなのか、それを我々はそういうことでものまざるを得ないのかどうか、その点が一番気になるところなんですけれども、ご質問願いたいと思います。

【小林議長】 お願いします。

【高森事務局長】 今のご心配、そのとおりだと思うんですね。

まず、お墓というのはご存じのとおり、使用権という形なんです。別に土地の所有を持っているわけじゃない、一定の条件の中で使っているんですよ。管理費をお払いになっている方に関しては、管理費をお払いいただいている限りはその権利があるんだと。それが、例えば管理費を何年か払わないと権利がなくなる、あるいは永代管理料でお払いになっている方は基本的にはそのままだと、いろいろな形で、基本的には個人と個人の契約になっているかと思うんですね。

それで、今度、例えば新しい墓地になって、新しくなっても使用権という形の契約自体は、それは基本的には変わらないんですね。ということは、基本的には皆さんの権利というのはどういう状況になろうと、そのまま引き続けているという権利をお持ちになっている。違反しない限りですよ、管理費を払うのを怠ってしまったり、あるいは勝手にやっちゃいけないということをやらない限りということは、これから管理費を何かしようかという形になると、必ず皆さん一人一人の個人と個人との承諾というか、そういうものが必要になってくる、それが基本的だと思います。

前回、もう数年前になってしまいましたけれども、清算人が自分たちでやろうとして一時金を皆さんからいただいて、そのお金を使って少なくとも危険箇所とかは全部正しちゃうと、それから受け皿法人を探して渡すんだということを、たしか説明したと思います。

ただ、そのときに一番清算人が矢面に立ったのは、それまで15年近くの間全く連絡も何もなかったにもかかわらず、突然一時金を払ってくれよというのは、それが、当然ここにいるメンバーはみんな建墓者ですので何回か行っていますけれども、大変そういう意識がまず強かった。

それから、一時金というのは、あんなのはよくはつきりわからないのに有りじゃないかという意見とか、それから、アンケートもあのときにとったかと思いますが、結局反対者が相対的に多かったんですね。ということで清算人は、その時点では少なくともできないという判断で結局中座してしまっただけ。その後、いろいろやっていたんですが、残念ながらなかなか案が出てこなくて、我々は強く、早くしないと困るよということを言っていたものですから、それで今度は新しい法人をつくってやっていこうという形になってきたという結果がございます。

ですから、先ほどもご説明申し上げましたとおり、第何回でしたか、再生協議会のときに新法人とかそういうものは設立する前に説明会をするべきだと。別に守る会の人たちじゃなくて、建墓者全体の人たちに対してやるべきかどうか、あるいはその後のほうがいいのかということに対しては、最終決定は清算人がやることですけれども、私たちは先にやってくださいよと、そうじゃないと困りますと申し上げております。

ですから、今日のご意見も踏まえてまた引き続き、確定する前に必ず建墓者に対して説明会をやってください、そこに入っていますので、守る会にも先に言ってくれということは当然申し上げますけれども、そんな形で引き続き清算人に伝えていきたいと思っております。

【小林議長】　そういうお話で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あとお一人、時間の都合もあるので。

じゃ、こちらの。

【YG】　恐れ入ります。第1の墓地を持っておりますYGと申します。

4ページに書かれた指定石材店は置かないという位置づけだとありながら、渚さんを残してあと数件入るのか知らないんですけれども、指定されないということは、例えば横浜霊園でなく……。

【小林議長】　この石材店ということですか。

【YG】　幾つかありますね。ミツワとか……。

【小林議長】　石長とか。

【YG】　ええ。そういったところの石材店と照らし合わせて、渚が入ることによって渚のレベルに入ってくる業者が合わせるんじゃないかという気がちょっとしたもんですから。

それから、あわせて指定されていないとすると、例えば自分の身内の中に石材店があつて、そこから横浜霊園で建墓できるのか、あるいは親戚関係じゃなくてもこの地域の、調べてみると随分とお値段に違いがあるもんですから、協力できるところの石材店を持っていくことができるのか、その辺がちょっと心配でお伺いしたいと思っています。

【高森事務局長】　YGさんのおっしゃるとおり、これからお墓をいろいろと建て直したりすると、100万とか大きなお金がかかるのでお気になさるところかなと思います。

私たちの守る会としては、完全にフリーにしろと言っているんですね。これはずーっと引き続き、渚に限らずフリーにしてくれと。

ただ、お墓の全体を管理するため、日本墓園なら日本墓園で、横浜霊園で守るべきことは守ってくれないとめっちゃくちゃになっちゃうんですね。皆さん勝手にお墓の工事していたりそのまま汚していったりと、それはできないので、当然入るための条件みたいなのは設定されるんだろうと思いますが、そういう条件は当然つけてもいいんですが、それ以外は好きなようにやれるようにしてくれということを、私たちより申し上げています。だからといってそのとおり通るかは、まだわかりません。ただ、引き続き、私たちは要求していく。

それから、もう一つ、渚石材の問題は3億円という話があるんですね。彼らは明確に、少なくとも指定という形はとりたくないとは言っています、今の段階ですけれどもね。ただ、指定の形はとらないんだけれども、やはり何社かを、指名でもないんだけれどもというような言い方もしていますね。

その中で、渚は3億円というお金が、私たちは認めてはいないんですけれども、固定されたと裁判所も認めているみたいな形ですから、3億円という借金があるわけですね。それを返さないためには何らかの形で入れていかなきゃいけないかなということと、それから、かなりの方々が渚でやってもらっているわけですね。私のところもそうなんですけれども。そうしますと、やはり家と同じで、できればやった墓石店が責任を持って直していくとかというのは1つの慣習というのか、また当然あるかなと。図面も持っているんですね。

そんなことがあるので外さない、入れるという中に1社として、5社なら5社、7社なら7社のうちの1社として入れることはあると、それによって3億円を払わなくても済むようにしたい、金が要るですから、横浜霊園、三浦海岸公園墓地で仕事ができるわけですから、その辺でチャラにしたほうがという考えも最近話をしております。それについては今までのような形の渚では、独占じゃだめだと申し上げていますけれども、守る会としては、指定はしておりません。

以上でございます。

【小林議長】　おわかりになります？　よろしいですか。

お時間がないので、もうお一人だけ、どなたかおいでになれば。なければ休憩に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

続いて、29年度会計報告並びに会計監査報告を行います。

清水会計さんに会計報告をしていただきます。それから、前後します、恐縮ですが、次の29年度会計監査報告を終了後に、皆様からのご質問とかご意見を頂戴したいと思っております。あわせてご了承ください。

【清水会計】 それでは、会計の清水です。

7ページをごらんください。

29年度会計報告。

会計年度は平成29年1月1日から12月31日。今日は5月19日ですから、既に30年度が始まっているわけですが、私どもの会計年度としては、29年4月1日から12月31日までの会計年度として報告させていただきます。

順番に項目を述べる形になりますが、収入の部、前期繰越金599万6,566円、前年度振込分81万円を含む。これは、前年度の振込金を含むということは、会費の支払いを多重にされた方がおられまして、それを含んでいるということです。

それから、会費収入は163万2,500円、2,000円掛ける782名になりますか、プラス110万6,000円、これも多重に含んだ方の会費をカンパという形で処理させていただいています。利息カンパが6円ということです。

収入が762万9,071円になります。

支出がここに記載されておりますけれども、支出の部は、顧問料120万円、今日もご出席いただいておりますが、2人の弁護士さんを顧問弁護士として、2人体制で行っています。その報酬でございます。

それから、交通費42万440円、これは会議や役員会、それから今日の総会、役員会は普通に月1回、それから、審判とか市との打ち合わせを含んだ会議がございます。その移動交通費として42万440円です。

それから通信費は、会員関係に対する電話代8万2,086円。

会場費、今日の総会のための会場使用料及び機器を借用しております。含めて5万2,400円。

移動費、これは出張されたり調査のための費用として2万5,336円かかりました。

送送料、37万6,879円、今日の総会の案内、それから議事録の発送、それから、役員の毎月の会議の連絡の資料の発布、これが印刷代も含めまして37万6,879円です。

事務所費、今日のご出席されていませんが、馬車道法律事務所を毎月の定例会の会議室として使用させていただいております。その使用料として10万500円をお支払いしています。

雑給、これは今日も何人かアルバイトの方が来られていますが、その方々に対する給与として5万円。

それから雑費、これはその他の送金手数料、残高証明などを発行してもらう費用として3,612円、振込口座に対する支払い手数料、今日も受付でお支払いされている方もいらっしゃると思いますが、今日ご出席させていない方、あるいは今日ご出席された方でも、郵便送金をご利用されている方の振込手数料は会で負担させていただいております。その手数料が8万4,330円。

支出合計が240万83円、次期繰越金は、収入の762万9,071円から240万83円を引いた残りとして522万8,988円、これを次年度の繰越金として計上しました。上の前期繰越金と今期の繰越金を見enいただきますと80万近く違いますが、収入も会員が増えませんし、減っていることもありまして、今後、気をつけなければいけないことだと思います。

以上、29年度の会計報告をさせていただきました。

【小林議長】 ありがとうございます。

それでは、引き続き、上村会計監査から会計監査報告をお願いしたいと思います。

【上村監査】 会計監査、上村です。

着席させていただきます。

平成30年3月30日に、清水会計立ち会いのもとで会計監査を実施いたしまして、照合を行い、報告のとおり正確に処理されていることを、確認されていることを、ご報告いたします。

以上です。

【小林議長】 どうもありがとうございました。

以上を取りまとめまして、これより皆様の質問、またご意見をいただければと思いますが、ご意見のある方、おいでになりますでしょうか。もしなければ拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍 手)

【小林議長】 ありがとうございます。

続きまして、30年度の活動計画と予算について、高森事務局長からお願いいたします。

【高森事務局長】 それでは、活動計画、9ページ目でございます。

先ほどの話にもございましたとおり、29年度、今までの4月までの活動を踏まえていきたいと思っております。

最初の活動方針の真ん中あたりに書いてございますとおり、新法人の認定というのは早くても来年、31年4月以降ということが今現在の状態でございます。私たちは、何とかこれをやはり早く進めたいということで、強力に推していきたいと思っております。そういった意味では建墓者の立場から、関係官公庁への働きをより強めていきたいと思っております。

今度はその具体的な活動計画でございますけれども、活動計画、5つばかり挙げさせていただいております。

1つは、やはり墓地の経営許可、特に横浜、これをやるためには、今まで見ていますと、やはり清算人の体制というのがまだまだ弱いのかなというところがございます。そういった意味では清算人の、許可をとるための事務体制、これを強化してくださいと、できれば専任者を配置するとかといったことをしてもらいたいということと、先ほど四、五年前に、移籍のときに説明会があったにもかかわらず、そのまま何も説明会みたいなのをやっておりません。そういった意味では、確かに郵送費が大変かかりますもので清算法人としてもなかなかできませんが、清算法人も今、日本墓園ホームページというのを持っております。そこに今年に1回ぐらいいろいろなニュースを入れておりますので、そういうものをもっと細かく入れてもらいたいということを要請していこうかなということでございます。

それから、2でございますけれども、やはり必要な課題、ロードマップ、先ほど説明がございました。まだこういうことをやらなきゃいけないということは清算人も出してまいりましたけれども、それをいつまでにやろうとしているのか、当然相手があることですから延びることもあり得ますが、仕事と同じで、やはりいつまでにやることを目標にしてやるのかということを明確にしてくれと、引き続きやっていきたいと思っております。

それと、3番目でございますけれども、これは行政当局に対して、やはり一回強引になっておるところもありますので、そういったものを守りながら円滑、迅速に墓地許可の手続を進めてもらいたい、それから、神奈川県にも新法人の認定の理解を深めることを要請していきたいと考えております。

それと、4番の日本墓園再生協議会、これに関してはこれまで以上に密に行って、審尋の場では裁判官に、私たちは皆さんの立場に立った形で意見を引き続き申し上げていきたいと、状況によっては、上申書や意見書をまた適宜提出していきたいと考えております。

あと、5番目ですけれども、なかなか、皆さんも年齢も高くなっていっちゃいますし、また、次の世代の方に引き継いだ方もいっちゃいます。そういった意味では、会員の継承を促進していただくのと、それから役員不足、なかなか私たちも70、顧問弁護士のお二人は若いんですが、役員は70前後というところでございます。皆様方と同じような年齢でございます。そういうこともあってぜひ、より若い方、あるいはお手伝いでもいいですからやっていただきたい、それはまた、私たち役員としても努力をしていきたいということでございます。

以上が活動方針、それから活動計画でございます。

【小林議長】 続けて、予算、お願いします。

【高森事務局長】 それでは、これに基づいて、具体的な予算をお話し申し上げます。

10ページ目でございます。

30年度の会計予算ということで、これは先ほど申し上げましたとおり、既にもう半年近く始まっております。前期の繰越金が520万円、会費収入が2,260万円でございます。これは1,300人ということを想定しております。これは実績から見て、1,300人ぐらいになるであろうということでやっております。

これは、先ほど郵送をとめるというお話を申し上げましたけれども、公称会員として今2,000人でございます。そ

れで、実際に今、いろいろと会費も納めていただいているということで活動の基本になっておりますので、黄色い紙とかそういうことでいろいろ申し上げさせていただいておりますけれども、よりそういった意味では、財政基盤を強くしていきたいと考えております。

収入の合計が780余万円ということになります。

今度は支出でございますが、これは従来とあまり変わっておりません。顧問料として120万、現在の2人体制で進めさせていただきたいと思っております。顧問弁護士のお二人の方に関しましては、こういう会場に来ていただくだけではなく、いつも再生協議会の場だとかあるいは審尋の場、特に審尋の場は先ほど申し上げましたとおり裁判長が3人いて、そこの話し合いになりますので、顧問弁護士がついていただけるというのは非常に心強いところでもあるし、力になっているのではないかと考えております。

それから、上申書を作成するときも裁判所に提出するものですから、これもやはり法律用語とかそういった問題で、引き続き顧問弁護士の方にはお願いをしていくということでございます。

それから、交通費が、こういう会議とか総会等の利用交通費でございます。

それと、通信費、電話及び郵送料関係が9万円、会場費が5万円、ここを借りるような費用、それと、活動費として、出張とか調査費が3万円、備品代が3万円、送料が60万円、送料といってもこれだけの大勢の2,000人というものを対象に今までやっていたわけですが、そうしますと大変な金額になりますので、今回は先ほど申し上げましたとおり、1,300人と限定をさせていただきましたので、そういった意味では、より効果的にこのお金を使うようになったと申し上げてもよろしいかと思います。

それと、ホームページが2万円、それと、事務所費が12万円、広報費が10万円、これは三浦海岸公園墓地、それから横浜霊園には2つ掲示板がございます。そこの修理だとか、あるいは新しい掲示物を張ったときの広報掲示板でございます。

それと、雑給でアルバイトが5万円、それと、そのほかの雑費が2万円、それと、支払い手数料が10万円ということで、支出の部の合計が286万円ということで、次期繰り越しについては、少し下がってしまいますけれども、496万余円という形だということでございます。

以上です。

【小林議長】 ありがとうございます。

以上、説明、補足が終わりましたので、先ほどお話があったように、既に30年度の活動が5カ月ぐらいたっておりますということで、皆様でご承認いただければ拍手をもってお願いしたいと思います。

（ 拍 手 ）

【小林議長】 ありがとうございます。

もう一つ議題として、30年度の役員選出を行いたいと思っておりますので、ご案内を石川事務局次長からご説明をお願いします。

【石川事務局次長】 石川でございます。

30年1月1日から本日まで、既に活動中ではございますけれども、もう半分ぐらい過ぎましたけれども、昨年5月20日の第18回定期総会でご紹介した11名の役員体制で進めております。引き続き、今年度も11名体制で運営いたしたいと考えております。

議案書11ページの役員選出は、ご紹介ということでご理解、ご容赦をいただきたいと思います。

後ろの表示にありますように、順に読んでまいります。

〔代表〕 佐伯剛、横浜霊園。本日不在です。

〔副代表〕 小林幹和、横浜霊園。同じく、尾崎直人、横浜霊園。

〔事務局長〕 高森淳、横浜霊園。

〔事務局次長〕 石川莞爾、横浜霊園。私です。

〔幹事〕 山田雪子、三浦海岸公園墓地。本日不在です。西村公一郎、横浜霊園。本日不在です。

澤田信宏、横浜霊園。村田幸男、横浜霊園。

〔会計〕 清水一男、横浜霊園。

〔会計監査〕 上村正光、三浦海岸公園墓地。

〔顧問〕 といったしまして、代表の佐伯剛弁護士、本日不在です。

黒澤知弘弁護士。小花和史弁護士。

それから、本日不在ですけれども、名誉顧問として稲生義隆弁護士です。以上でございます。

【小林議長】 ありがとうございます。

それでは、皆様でご承認いただいたということで進めさせていただきます。

本日の第19回定期総会の総括として、高森事務局長より決議案を読み上げていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【高森事務局長】 それでは、ページが振ってございませんけれども、今申し上げた11ページの役員選出の裏側というんでしょうか、そちらにございます。パワーポイントでも出ておりますので、ごらんいただきたいと思います。

基本的には真ん中の5行目ぐらいでしょうか、今までの皆さんとの一緒に努力ということ、19年もたったわけですが、昨年の1月に清算人が中心となって新たな一般財団法人を設立して速やかに公益法人の認定を受けて、墓地経営の許可をとって平成30年春には墓地経営を移譲、清算を結了させるという提案があって、守る会は、これを今までの長い経過から受け入れて、積極的に協力してきたということが事実でございます。

ただ、しかしながら、残念ながら新法人の設定などは31年4月以降になる見込みでございます。ただ、今までこういった形で皆さんの応援のもとでやってきたことは、大変役立っているということの中で、次の1でございますけれども、清算人は、守る会の新財団法人設立の提案に関する要請、平成29年2月28日付の記載事項を引き続き遵守し、守る会を初め、建墓者の意見や希望を広く横浜市や地権者などとの協議に反映させる。建墓者の権益を遵守し、建墓者のための建墓者の墓地を実際に具体化する、あるべき新法人の設立を目指しているということを、引き続き強く言っていこうということでございます。

それから、1つ、清算人は、あわせて事務体制を強化して、平成31年、来年の春に、新法人の認定、あるいは墓地経営許可を取得して、墓地経営の移譲を目指すロードマップを作成して、集中的かつ精力的に推進すると。あわせて、建墓者への情報公開を進めて、日本墓園ホームページの充実を図るものとするということを、強く求めていこうということでございます。

1つ、横浜地方裁判所においては、清算法人として異常な19年の経過、大変長い期間でございます、来年には20年になるということを強く申し上げながら、この間、曖昧な状況で来た私たちの苦悩、そういったものを思料されて、清算人の監督をより強化し、清算事務迅速化を促すということと、建墓者の持っている今の権利が守られるように指導することを要請すると。清算人に対しては、それを指導監督しているのは横浜地方裁判所ですので、これを強く求めていきたいということでございます。

1つ、横浜市並びに三浦市におかれては、墓地経営許可に当たり、日本墓園成立時にさかのぼる行政指導などの経過や合意事項を十二分に尊重し、円滑に事務手続を進めるとともに、建墓者のための真の墓地再生が実現し、安定的かつ永続的に墓地経営が行われるよう、清算人並びに新法人を指導、監督するよう、引き続き要請するものとする。単に許可者ということではなく、今までの長い経過を踏まえながら、建墓者のために、横浜市民のためにも含めてやってくれということでございます。

1つ、守る会は、新法人の認定、墓地経営許可の取得に協力して墓地再生を促すため重ねて、建墓者協会への加入と役員会の参加をお願いし、体制強化などを積極的に図るものとするということでございます。特にこの辺に関しては、今日出ていただいている方々に、ぜひお声をかけていただければと思っております。

以上、5つについて以上ということで、平成30年5月19日、私たちの墓地を守る会第19回定期総会ということで決議をさせていただきたいと思います。

以上です。

(拍手)

【小林議長】 ありがとうございます。

拍手をもってご承認いただきましたので、ありがとうございます。

最後になりますが、尾崎副代表より、ホームページについて紹介をお願いいたします。

【尾崎副代表】 ホームページなんですけれども、まず、ホームページを開くには、いろいろな検索エンジンというのがありますけれども、そこに私たちの墓地を守る会と入力されると出てくると思います。URLというのが、これを直接打ち込むというのが前は一般だったんですけれども、こういうのは面倒くさくて打ちにくいですね。ですから、検索エンジンで名前を入れていただければ、ぽんっと出てきます。

ホームページのつくり方は、ここにバナーというのがありまして、これをクリックすると活動予定とか記録写真、この辺も一応バナーになっていまして、違法箇所の見学した記録、これもそうですか、最近のニュースというのはこの辺にあります。これはページが古いんですけれども、それと、会員専用のページというのが設けてありまして、これも文字になっているんですけれども、これをクリックすると会員の専用ページになっていまして、入るパスワードというのを聞いてきますから、そのパスワードは墓地再生というローマ字で*****というのをに入れていただければ開きまして、議題にもあります地図とか、危険箇所とか、違法な箇所の図面もここに入っていますので、自分の墓地の区画がどこだというのがわかればある程度は、安全なところなのか、違法箇所なのかというのがわかるとか、それから、過去の総会の議事録なんかも入っていますので、ぜひ見てほしいと思います。

以上です。

【小林議長】 以上で、皆様のご協力で全ての議案は了承いただきました。

これをもちまして議長を解任させていただきます。ありがとうございました。

【澤田幹事】 どうも小林議長、ありがとうございました。

それでは、最後にもう一つ、個別相談のご案内ということで、先ほどこの会場に入る入り口のところで受け付けをいたしましたその場所で、個別相談という形でのお話を伺う場所を設けてありますので、よろしくお願いいたします。

その場合では、できましたらこちら側からも役員としてのお願いとか、そういう方もできればお話し申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは、第19回の私たちの墓地を守る会の総会をこれにて終了いたします。お疲れさまでした。

【高森事務局長】 ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

— 了 —